

## 平成24年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する 支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

厚生労働省が実施した「平成24年度 都道府県・市区町村における障害者虐待への対応状況等に関する調査」について、今般、厚生労働省が公表した調査結果のうち本県の調査結果は、以下のとおりでした。

### 【調査目的】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法。以下「法」という。）の施行（平成24年10月1日）を受けて、平成24年度（平成24年10月1日～平成25年3月31日）における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

### 【用語解説】

「養護者」とは、

- ・ 障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等および使用者以外の者

「障害者福祉施設従事者等」とは、

- ・ 「障害者福祉施設」または「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者

「障害者福祉施設」とは、

- ・ 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設

「障害福祉サービス事業等」とは、

- ・ 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

「使用者」とは、

- ・ 障害者を雇用する事業主、または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

### 【留意事項】

構成割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

滋賀県

## 【調査結果】

### 1. 養護者による障害者虐待についての対応状況等

#### (1) 相談・通報対応件数

平成 24 年度、県内の 19 市町および県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、77 件であった。そのうち、市町が受け付けた件数が 74 件、県が受け付けた件数が 3 件であった。

#### (2) 相談・通報者（表 1）

「相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等」が 41.6%と最も多く、次いで「本人による届出」が 24.7%、「医療機関関係者」が 10.4%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数 77 件に対する割合を記載している。

表 1 相談・通報者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	虐待者自身	警察	当該市町行政職員	その他	不明	合計
件数	19	5	1	3	8	0	32	0	1	7	5	0	81
構成割合	24.7%	6.5%	1.3%	3.9%	10.4%	0.0%	41.6%	0.0%	1.3%	9.1%	6.5%	0.0%	-

(注) 構成割合は、相談・通報件数 77 件に対するもの。

#### (3) 事実確認の状況（表 2）

市町の対応状況をみると、市町または県において受け付けた相談・通報 77 件のうち「事実確認調査を行った」が 75 件（97.4%）、「事実確認調査を行っていない」が 2 件（2.6%）であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」はなかった。

法第 11 条に基づく立入調査以外の実事確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が 49 件（65.3%）、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 26 件（34.7%）であった。

事実確認を行っていない事例 2 件の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 1 件（50.0%）であった。

表 2 事実確認の実施状況

	件数	構成割合
事実確認を行った事例	75	97.4%
法第11条に基づく立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	75	100.0%
訪問調査により事実確認を行った事例	49	65.3%
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	26	34.7%
法第11条に基づく立入調査により事実確認調査を行った事例	0	0.0%
(立入り調査のうち)警察が同行した事例	0	0.0%
(立入り調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	0.0%
(立入り調査のうち)警察に援助要請せず、市町単独で実施した事例	0	0.0%
事実確認調査を行っていない事例	2	2.6%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	1	50.0%
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定しているまたは事実確認調査の要否を検討中の事例	1	50.0%
合計	77	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数77件に対するもの。

(4) 事実確認調査の結果 (表 3)

事実確認の結果、市町が虐待を受けたまたは受けたと判断した事例（以下、虐待判断事例という。）の件数は、37 件であり、事実確認調査を行った件数の約半数を占めた。

表 3 事実確認調査の結果

	件数	構成割合
虐待を受けたまたは受けたと判断した事例	37	49.3%
虐待ではないと判断した事例	20	26.7%
虐待の判断に至らなかった事例	18	24.0%
合計	75	100.0%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った件数75件に対するもの

以下、虐待判断事例件数 37 件を対象に、虐待の種別・類型、被虐待障害者の状況および虐待への対応策等について集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型

「心理的虐待」が 56.8%と最も多く、次いで「身体的虐待」が 51.4%、「放棄・放置」が 29.7%、「経済的虐待」が 24.3%、「性的虐待」が 5.4%であった。

※1 件の事例に対し、複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数 37 件と一致しない。

表 4 虐待の種別・類型（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	19	2	21	11	9	62
構成割合	51.4%	5.4%	56.8%	29.7%	24.3%	-

(注)構成割合は、虐待判断事例件数37件に対するもの。

(6) 被虐待障害者等の状況

虐待判断事例数 37 件に対し被虐待障害者数は 37 人、虐待者数は 40 人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 被虐待者の性別および年齢（表 5、表 6）

性別では「男性」が 51.4%、「女性」が 48.6%であった。

年齢階級別では「20～29 歳」が 24.3%と最も多く、次いで「19 歳以下」が 21.6%、「30～39 歳」が 18.9%であった。

表 5 被虐待障害者の性別

	男性	女性	合計
人数	19	18	37
構成割合	51.4%	48.6%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数37人に対するもの。

表 6 被虐待障害者の年齢

	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	8	9	7	4	4	5	0	0	37
構成割合	21.6%	24.3%	18.9%	10.8%	10.8%	13.5%	0.0%	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数37人に対するもの。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表 7）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が 64.9%と最も多く、次いで「身体障害」が 40.5%、「精神障害」が 21.6%であった。

※ 1人の被虐待障害者が重複障害を持つ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数 37人と一致しない。

表 7 障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合計
人数	15	24	8	4	1	52
構成割合	40.5%	64.9%	21.6%	10.8%	2.7%	-

（注）構成割合は、被虐待者数37人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害程度区分および行動障害（表 8、9）

被虐待障害者 37人のうち、障害程度区分認定済みの者が全体の 73.0%を占めていた。認定を受けていない者は 27.0%であった。「区分 4」が全体の 18.9%であり、「区分 2」と「区分 5」が 16.2%であった。

また、行動障害がある者が全体の 27.0%を占めていた。

表 8 被虐待者の障害程度区分認定済みの者の程度区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	2	6	1	7	6	5	10	0	37
構成割合	5.4%	16.2%	2.7%	18.9%	16.2%	13.5%	27.0%	0.0%	100.0%

（注）構成割合は、被虐待者数37人に対するもの。

表 9 行動障害の有無

	強い行動障害(区分3、行動関連項目8点以上)	認定調査は受けていないが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	7	2	1	26	1	37
構成割合	18.9%	5.4%	2.7%	70.3%	2.7%	100.0%

（注）構成割合は、被虐待者数37人に対するもの。

エ. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）（表 10）

被虐待障害者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者自立支援法上のサービス」を利用している者が 73.0%と最も多く、次いで「地域生活支援事業のサービス」が 43.2%であった。サービスの利用がない者は 5.4%であった。

※ 1 人の被虐待障害者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数 37 人と一致しない。

表 10 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）

	障害者自立支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市町村・都道府県が実施する事業	その他	利用なし	不明	合計
人数	27	1	7	16	2	2	2	0	57
構成割合	73.0%	2.7%	18.9%	43.2%	5.4%	5.4%	5.4%	0.0%	-

(注)構成割合は、被虐待者数37人に対するもの。

オ. 被虐待者と虐待者との同居・別居の状況（表 11）

「虐待者と同居」が 73.0%と、7 割強が虐待者と同居している状況であった。

表 11 虐待者との同居・別居の状況

	同居	別居	その他	不明	合計
件数	27	7	2	1	37
構成割合	73.0%	18.9%	5.4%	2.7%	100.0%

(注)構成割合は、虐待判断事例37件に対するもの。

カ. 被虐待者を含む世帯構成（表 12）

「両親と兄弟姉妹」と同居する者および、「その他」と同居する者がそれぞれ 18.9%であった。両親あるいはどちらかの親と同居する者は、全体の 54.0%を占めていた。

「その他」に含まれる虐待者のうち、「親とその再婚相手等」が最も多く、2 人（5.4%）であった。

表 12 世帯構成

	単身	配偶者	配偶者・子	両親	両親・兄弟姉妹	父	父・兄弟姉妹	母	母・兄弟姉妹	兄弟・姉妹	その他	不明	合計
件数	3	1	5	4	7	4	1	0	4	1	7	0	37
構成割合	8.1%	2.7%	13.5%	10.8%	18.9%	10.8%	2.7%	0.0%	10.8%	2.7%	18.9%	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、虐待判断事例37件に対するもの。

キ. 虐待者の年齢（表 13）

虐待者の年齢別階級では、「60 歳以上」が 35.0%と最も多く、次いで「40～49 歳」が 30.0%、「50～59 歳」が 20.0%の順であった。「50 歳以上」の虐待者の数は全体の 55.0%を占めていた。

表 13 虐待者の年齢

	～17歳	18歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	0	1	3	12	8	14	2	40
構成割合	0.0%	2.5%	7.5%	30.0%	20.0%	35.0%	5.0%	100.0%

（注）構成割合は、虐待者数40人に対するもの。

ク. 被虐待障害者からみた虐待者の続柄（表 14）

被虐待障害者からみた虐待者の続柄は、「父」が 35.0%と最も多く、次いで「母」が 22.5%、「兄弟姉妹」が 15.0%、「夫」が 7.5%、「妻」と「息子」が 5.0%、「娘」が 2.5%の順であった。

「その他」に含まれる虐待者は、「親族ではない者」であった。

表 14 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
人数	14	9	3	2	2	1	0	0	6	0	0	2	1	40
構成割合	35.0%	22.5%	7.5%	5.0%	5.0%	2.5%	0.0%	0.0%	15.0%	0.0%	0.0%	5.0%	2.5%	100.0%

（注）構成割合は、虐待者数40人に対するもの。

（7）虐待への対応策

ア. 分離の有無（表 15）

虐待への対応として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が 8 件と、21.6%の事例で分離が行われていた。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は 54.1%であった。

表 15 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	構成割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	8	21.6%
被虐待者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った事例	0	0.0%
被虐待者と虐待者を分離していない事例(一度も分離していない事例)	20	54.1%
現在対応について検討・調整中の事例	5	13.5%
その他	4	10.8%
合計	37	100.0%

（注）構成割合は、虐待判断事例件数37件に対するもの。

イ. 分離を行った事例における対応の内訳（表 16）

分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が 50.0%と最も多く、次いで「身体障害者福祉法または知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が 37.5%であった。また、分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例はなかった。

表 16 分離を行った事例における対応の内訳

	件数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	4	50.0%
身体障害者福祉法または知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	3	37.5%
利用契約または措置以外の方法による一時保護	0	0.0%
医療機関への一時入院	0	0.0%
その他	1	12.5%
合計	8	37.5%
(分離を行った事例のうち、面会の制限を行った事例)	0	0.0%

(注)構成割合は、分離を行った事例件数8件に対するもの

ウ. 分離を行っていない事例における対応の内訳（表 17）

分離を行っていない事例における対応は、「養護者に対する助言・指導」が 70.0%と最も多く、次いで「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」と「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」がそれぞれ 40.0%であった。

表 17 分離を行っていない事例における対応の内訳（複数回答：「見守りのみ」以外）

	件数	構成割合
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減のための事業に至った事例を除く)	14	70.0%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	1	5.0%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	2	10.0%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	8	40.0%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	8	40.0%
その他	2	10.0%
見守りのみ	0	0.0%
合計	35	-

(注)構成割合は、分離していない事例件数20件に対するもの

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応については、成年後見制度および日常生活自立支援事業の利用状況を把握した。成年後見制度については「利用開始済み」が1件、「利用手続き中」が2件であり、これらはすべて、市町長申立の事例であった。また、「日常生活自立支援事業の利用」は1件であった。



(8) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例はなかった。

## 2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

### 2-1 市町における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数

平成24年度、県内の19市町および県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、23件であった。そのうち、市町が受け付けた件数が12件、県が受け付けた件数が11件であった。

(2) 相談・通報者(表18)

「相談支援専門員・障害者福祉施設従事者」が52.2%と最も多く、次いで「家族・親族」が21.7%であった。また、当該施設・事業所の設置者、職員、元職員からの通報は、4.3%であった。

表18 相談・通報者(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所設置者	警察	運営適正化委員会	その他	不明	合計
件数	4	5	0	0	0	0	12	1	0	0	0	0	1	0	23
構成割合	17.4%	21.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	52.2%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数23件に対するもの。

(3) 市町における事実確認の状況 (表 19)

市町の対応状況をみると、市町において受け付けた相談・通報 12 件のうち、「事実確認調査を行った」が 11 件 (91.7%)、「事実確認調査を行っていない」が 1 件 (8.3%) であった。

市町において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は 2 件 (18.2%) であるが、このうち 24 年度中に当県に報告が行われたのは 1 件である。また、1 件は、他の都道府県に報告が行われている。「虐待の事実が認められなかった事例」が 6 件 (54.5%)、「虐待の判断に至らなかった事例」が 3 件 (27.3%) であったが、後者のうち 1 件については、さらに県による事実確認調査が必要とされ同年度中に報告されている。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「都道府県へ事実確認調査を依頼」が 1 件 (100.0%) で、24 年度中に県に調査依頼が行われた。

表 19 市町における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認を行った事例	11	91.7%
虐待の事実が認められた事例	2	18.2%
虐待の事実が認められなかった事例	6	54.5%
虐待の判断に至らなかった事例	3	27.3%
事実確認調査を行っていない事例	1	8.3%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	0	0.0%
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例	0	0.0%
都道府県へ事実確認調査を依頼	1	100.0%
その他	0	0.0%
合計	12	100.0%

構成割合は、相談・通報件数(市町が直接受け付けた件数12件)に対するもの。

#### (4) 県への報告 (表 20)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、法第 17 条および同法施行規則第 2 条の規定により、通報または届出を受けた市区町村は、当該通報または届出に係る事実確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた場合、または更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障害者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

24 年度において、市町から当県へ 3 件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 1 件、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある」が 2 件であった。

表 20 県が市町から受け付けた報告件数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	1	33.3%
更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例	2	66.7%
合計	3	100.0%

(注)構成割合は、県が報告を受けた事例件数3件に対するもの。

## 2-2 県における対応状況等

### (1) 市町から県へ報告があった事例 (表 21)

市町から「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」と報告があった事例 2 件のうち、「後日、事実確認調査を予定しているまたは要否を検討中の事例 (現在確認中を含む)」が 2 件であった。

表 21 市町から報告された事例への県の対応

	件数	構成割合
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	0	0.0%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	0	0.0%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	0	0.0%
後日、事実確認調査を予定しているまたは要否を検討中の事例 (現在確認中を含む)	2	100.0%
合計	2	100.0%

(注)構成割合は、更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例件数2件に対するもの。

(2) 県が直接把握した事例 (表 22)

市町から報告があったもの以外に、県が直接、相談・通報を受け付けた事例が 11 件あり、すべて「後日、事実関係調査を予定しているまたは要否を検討中の事例 (現在確認中を含む)」である。

表 22 県が直接把握した事例における事実確認の状況およびその結果

	件数	構成割合
県が直接、相談・通報を受け付けた事例	11	100.0%
県が独自に調査を実施した事例	0	0.0%
計	11	100.0%
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	0	0.0%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	0	0.0%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	0	0.0%
後日、事実確認調査を予定しているまたは要否を検討中の事例 (現在確認中を含む)	11	100.0%
事実確認調査を行わなかった事例 (通報段階で確認できた)	0	0.0%
合計	11	100.0%

構成割合は、県が直接、相談・通報を受け付けた事例件数11件に対するもの。

(3) 虐待の事実が認められた事例件数 (表 23)

虐待の事実が認められた事例は、市町から県へ報告があった事例が 1 件であった。

表 23 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と認められた事例件数

区分	市町から県に報告があった事例	市町と県が共同で事実確認を行った事例	県が直接把握した事例	合計
件数	1	0	0	1

2-3 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた 1 件の、施設・事業所の種別、虐待の種別・類型、虐待を受けた障害者および虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等については以下のとおりであった。

(1) 施設・事業所の種別 (表 24)

施設・事業所の種別は、「就労継続支援B型」であった。

表 24 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	0	0.0%
居宅介護	0	0.0%
重度訪問介護	0	0.0%
同行援護	0	0.0%
行動援護	0	0.0%
療養介護	0	0.0%
生活介護	0	0.0%
短期入所	0	0.0%
重度障害者等包括支援	0	0.0%
共同生活介護	0	0.0%
自立訓練	0	0.0%
就労移行支援	0	0.0%
就労継続支援A型	0	0.0%
就労継続支援B型	1	100.0%
共同生活援助	0	0.0%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	0	0.0%
移動支援事業	0	0.0%
地域活動支援センターを運営する事業	0	0.0%
福祉ホームを運営する事業	0	0.0%
児童発達支援	0	0.0%
医療型児童発達支援	0	0.0%
放課後等デイサービス	0	0.0%
保育所等訪問支援	0	0.0%
障害児相談支援事業	0	0.0%
合計	1	100.0%

(2) 虐待の種別・類型 (表 25)

虐待の種別・類型 (複数回答) は、「身体的虐待」および「心理的虐待」であった。

表 25 虐待の種別・類型 (複数回答)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	1	0	1	0	0	2
構成割合	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	-

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数1件に対するもの。

(3) 被虐待障害者の状況

被虐待障害者の性別および年齢、障害種別、障害程度区分、行動障害の有無について、以下のとおりであった。

ア. 被虐待者の性別および年齢（表 26、表 27）

性別については、「女性」であった。年齢については、「60 歳以上」であった。

表 26 被虐待障害者の性別

	男性	女性	合計
件数	0	1	1
構成割合	0.0%	100.0%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1人に対するもの。

表 27 被虐待障害者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	0	0	0	0	0	1	0	0	1
構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1人に対するもの。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表 28）

被虐待者の障害の種別は、「知的障害」であった。

表 28 被虐待障害者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合計
件数	0	1	0	0	0	1
構成割合	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害程度区分および行動障害（表 29、30）

障害程度区分は「区分3」であった。また、行動障害の有無は不明であった。

表 29 被虐待障害者の障害程度区分認定済みの者の程度区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	0	0	1	0	0	0	0	0	1
構成割合	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1人に対するもの。

表 30 行動障害の有無

	強い行動障害(区分3、行動関連項目8点以上)	認定調査は受けていないが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
件数	0	0	0	0	1	1
構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1人に対するもの。

(4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の性別、年齢および職種については、以下のとおりであった。

ア. 虐待者の性別および年齢（表 31、表 32）

「男性」で、年齢は、「不明」であった。

表 31 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	1	0	0	1
構成割合	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%

表 32 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の年齢

	～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	0	0	0	0	0	1	1
構成割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%

イ. 虐待者の職種（表 33）

虐待者の職種は、「生活支援員」であった。

表 33 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	件数	構成割合
設置者・経営者	0	0.0%
サービス管理責任者	0	0.0%
管理者	0	0.0%
医師	0	0.0%
看護職員	0	0.0%
生活支援員	1	100.0%
理学療法士	0	0.0%
作業療法士	0	0.0%
言語聴覚士	0	0.0%
職業指導員	0	0.0%
就労支援員	0	0.0%
サービス提供責任者	0	0.0%
世話人	0	0.0%
機能訓練指導員	0	0.0%
相談支援専門員	0	0.0%
介護福祉士	0	0.0%
指導員	0	0.0%
保育士	0	0.0%
児童発達支援管理責任者	0	0.0%
機能訓練担当職員	0	0.0%
児童指導員	0	0.0%
栄養士	0	0.0%
調理員	0	0.0%
訪問支援員	0	0.0%
居宅介護従事者	0	0.0%
重度訪問介護従事者	0	0.0%
行動援護従事者	0	0.0%
その他従事者	0	0.0%
合計	1	100.0%

（５）虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 34-1、34-2、34-3）

虐待の事実が認められた事例 1 件について行った対応は次のとおりである。

市町による指導等は、「その他」が 1 件で、職員研修の実施についての助言であった。

表 34-1 市町による指導等（複数回答）

		件数
市町による指導等	施設等に対する指導	0
	改善計画書提出依頼	0
	従事者への注意・指導	0
	その他	1



市町または県が、虐待の事実が認められた事例に対して平成 24 年度末までに障害者自立支援法または児童福祉法の規定による権限の行使等として実施したものは、施設・事業所等に対する「一般指導」が 1 件であった。

表 34-2 障害者自立支援法等の規定による権限の行使等

		件数
障害者自立支援法または児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、立入検査	0
	改善勧告	0
	公表	0
	改善命令	0
	指定の全部・一部停止	0
	指定取消	0
県よる指導	一般指導	1

当該施設等における改善措置としては、「改善計画の提出」が 1 件であった。

表 34-3 当該施設等における改善措置（複数回答）

		件数
当該施設等における改善措置(複数回答)	施設等からの改善計画の提出	1
	勧告・命令等への対応	0

### 3. 使用者による障害者虐待についての対応状況等

#### (1) 市町・県における相談・通報対応件数

平成 24 年度、県内の 19 市町および県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、15 件であった。15 件のうち、市町が受け付けた件数が 2 件、県が受け付けた件数が 13 件であった。

(2) 相談・通報者（表 35）

「相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等」が 73.3%、「本人による届け出」、「家族親族」、「近隣住民・知人」、「その他」がそれぞれ 6.7%であった。

表 35 相談・通報者内訳（複数回答）

	本人による届け出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	職場の同僚	当該事業所設置者	警察	当該市町行政職員	その他	不明	合計
件数	1	1	1	0	0	0	11	0	0	0	0	1	0	15
構成割合	6.7%	6.7%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	73.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数15件に対するもの

#### 4. 市町・県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市町・県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 24 年度末の状況は以下のとおりである。

(1) 市町における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況（表 36、表 37）

ア. 障害者虐待防止センターの設置・運営状況

障害者虐待防止センター（法 32 条）については、市町の担当部局が直接担当している市町は全体の 94.7%、直営と委託の両方を行っている市町は 5.3%であった。

表 36 市町における障害者虐待防止センターの設置状況について（平成 24 年度末）

		該当	
障害者虐待防止センターの設置状況	直営のみ	市町数	18
		構成割合	94.7%
	委託のみ	市町数	0
		構成割合	0.0%
	直営と委託の両方	市町数	1
		構成割合	5.3%

(注) 構成割合は、市町数19に対応するもの。

イ. 市町における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市町における障害者虐待防止対応のための体制整備について、平成 24 年度末の状況について、以下の 13 の項目について、その結果を表 37 に示す。

表 37 市町における体制整備等に関する状況（平成 24 年度末）

		実施済み	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市町数	17	2
	構成割合	89.5%	10.5%
障害者の福祉または権利擁護に関し専門的知識または経験を有し専門的に従事する職員の確保	市町数	5	14
	構成割合	26.3%	73.7%
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市町数	18	1
	構成割合	94.7%	5.3%
障害者虐待防止について、講演会や市町広報誌等による住民への啓発活動	市町数	13	6
	構成割合	68.4%	31.6%
障害者福祉施設および障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市町数	14	5
	構成割合	73.7%	26.3%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市町数	13	6
	構成割合	68.4%	31.6%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク	市町数	12	7
	構成割合	63.2%	36.8%
成年後見制度の市町長申立てが円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町数	9	10
	構成割合	47.4%	52.6%
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市町数	9	10
	構成割合	47.4%	52.6%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置をとるために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市町数	15	4
	構成割合	78.9%	21.1%
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町数	10	9
	構成割合	52.6%	47.4%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービスおよび医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市町数	7	12
	構成割合	36.8%	63.2%
障害者虐待防止法に定める虐待者以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市町数	7	12
	構成割合	36.8%	63.2%

(注)構成割合は、市町数19に対応するもの。

(2) 県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況（表 38、表 39）

ア. 障害者権利擁護センターの設置・運営状況

障害者権利擁護センター（法 36 条）については、当県では、社会福祉法人に委託し、設置している。

表 38 障害者権利擁護センターの設置状況について（平成 24 年度末）

		該当
障害者虐待防止センターの設置状況	直営のみ	
	委託のみ	○
	直営と委託の両方	

イ. 県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

当県における障害者虐待防止対応のための体制整備について、平成 24 年度末における、以下の 14 の項目の状況は表 39 のとおりである。

表 39 都道府県における体制整備等に関する状況（平成 24 年度末）

	該当
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	○
障害者の福祉または権利擁護に関し専門的知識または経験を有し専門的に従事する職員の確保	
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	○
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報誌等による住民への啓発活動	○
障害者福祉施設および障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	○
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組（ネットワーク構築に限らず、既存の自立支援協議会の組織、ネットワークを活用している場合も含む。）	○
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議	○
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題および擁護者に対する支援に関する相談対応および相談を行う機関の紹介を行える体制の整備	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援および擁護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行える体制の整備	
権利擁護センターによる障害者虐待の防止および養護者に対する支援に関する情報の収集、分析および提供	
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受け付け	